

## 学校施設使用規定

## 「注意事項②」

市内に存する学校施設（運動場、体育館その他の体育施設及び教育長が認める教室）に関して、適正な使用に係る事項について下記のとおり定めます

### 使用許可団体

学校施設は、市内在住及び在勤若しくは在学する者 10 名以上で構成し責任者を配置し、市教育委員会に登録された団体（以下「登録団体」）のみ使用が可能です。

（豊見城市立学校施設の開放に関する規則第 5 条第 1 項）

### 団体登録申請

団体登録申請は所定の申込用紙に必要事項を記入し、生涯学習振興課へ提出してください。登録完了後に予約システムで使用する登録番号（ID）、パスワード及び利用登録証を発行します。

### 使用許可申請

登録団体が学校施設を使用したい場合は、予約システムにて使用したい日時、施設を予約し、生涯学習振興課へ「施設使用許可申請書」を提出してください。使用料納付後に許可書兼領収書を発行します。

⇒毎月 15 日から翌月分の予約申請受付開始

(1) 15 日～24 日までは定期団体の予約受付期間とします。

予約制限　定期団体（1 団体につき、週 1 回、1 施設、半面、20：00 以降）

　　スポーツ少年団（1 団体につき、週 6 回以内、20：00 まで）

(2) 25 日以降は予約制限を解除し、空いていれば施設、時間帯に関わらず予約が可能です。但し、土日祝の 9：00～18：00 の時間帯については、スポーツ少年団を除き事前に生涯学習振興課との調整が必要です（中学校施設については使用者側で事前に学校と要調整）。

※定期団体については 3 ヶ月以上定期使用がない場合、定期使用を解除します。

※スポーツ少年団は毎月第 3 日曜日が「家庭の日」のため施設使用ができません。

### 減 免

登録団体は施設使用料が免除（区分によっては照明使用料も免除）となります。施設使用申請の際に「施設使用許可申請書」と共に「使用料減免許可申請書」の提出が別途必

要です。この申請書の提出がない場合は、登録団体であったとしても施設使用料は減免となりません。

#### 施設開放時間及び使用料

施設開放時間及び使用料は下表のとおりです。表に記載された金額は 1 時間あたりの額となります。

##### ○体育館・武道場

施設開放時間 ／ 平 日 18：00 ~ 22：00

土日祝 9：00 ~ 22：00

| 目的   | 入場料 | 施設使用料<br>(全面) | 照明使用料<br>(全面) | 備考             |
|------|-----|---------------|---------------|----------------|
| スポーツ | 有   | 1,000 円       | 1,000 円       |                |
|      | 無   | 500 円         | 500 円         | 照明料 (半面) 250 円 |
| その他  | 有   | 2,000 円       | 2,000 円       |                |
|      | 無   | 1,000 円       | 1,000 円       |                |

※武道場の使用目的は「スポーツ」のみ対象となり、照明使用料は 500 円 (全面のみ) となります。

##### ○運動場

施設開放時間 ／ 平 日 18：00 ~ 22：00

土日祝 9：00 ~ 22：00

| 目的   | 入場料 | 施設使用料   | 照明使用料         |
|------|-----|---------|---------------|
| スポーツ | 有   | 800 円   | 1,000 円       |
|      | 無   | 400 円   | 20：00 ~ 22：00 |
| その他  | 有   | 1,600 円 | ※豊見城小、長嶺小のみ   |
|      | 無   | 800 円   |               |

※ナイター設備がない学校の運動場は夜間利用ができません。

### **使用許可条件**

- ① 施設使用の際は使用許可書（コピー可）を必ず携帯し、必要に応じて提示すること。  
特に施設の鍵を借用する際は必ず提示。提示できない場合、鍵の借用不可。
- ② 施設を棄損又は紛失したときは、直ちに学校長へ報告し、現状に復するか損害を弁償すること。
- ③ 許可された利用時間内に片づけまで済ませ、次に使用する団体の妨げにならぬよう速やかに退出すること。
- ④ 18歳未満（学生含む）の利用は、大人同伴であっても 20:00 までとする。
- ⑤ 使用料を納付し予約が確定した後であったとしても、急遽学校行事等に供する必要が生じた場合は、予約取消等の調整に応じること。その際、既に徴収した使用料は次回以降に振替対応とする。
- ⑥ 施設使用後は片付け、整備、消灯をすること。長嶺中学校・伊良波中学校を使用する団体は機械警備の設定（OFFにする）まで。
- ⑦ 貴重品は各自で保管すること。紛失、盗難について管理者は一切の責任を負わない。
- ⑧ 施設錠後は、速やかに鍵を返却すること（夜間利用者は片付けを含め 22:00 までに施錠し、遅くとも 22:30 までに鍵を返却すること）。
- ⑨ 施設使用中、自己の過失により生じた怪我や事故について、管理者はその責任を負わない。使用者の責任においてスポーツ傷害保険等に加入すること。
- ⑩ 施設使用にあたって管理者から指示がある場合は、その指示に従うこと。

### **禁止事項**

- ① 学校施設内での喫煙・飲酒
- ② 駐車場以外の場所への迷惑駐車
- ③ 営利を目的とした活動（塾、教室等）
- ④ 団体未登録、施設使用未許可での施設利用
- ⑤ 許可を受けた目的・施設以外での使用
- ⑥ 使用許可書の第3者への又貸し
- ⑦ 施設の鍵の複製
- ⑧ 鉄製スパイクの使用
- ⑨ 近隣住民への迷惑行為
- ⑩ その他マナー違反行為

※上記事項が守られない団体は、使用停止または団体登録抹消となる場合があります。

※注意勧告を行ったにも関わらず改善が見られない場合は、一定期間施設全体の使用を停止します。その際、当該施設を使用している全ての団体が対象です。